	99.9kHz	406.05MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備
［略］	［略］	［略］

［第２～第79　略］

［同左］	［同左］	［同左］

［第２～第79　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第五条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種		条件
［略］		［略］
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	［略］	［略］
	衛星非常用位置指示無線標識	1　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　Ｇ１Ｂ電波若しくはＧ１Ｄ電波406.031MHz又はＧ１Ｄ電波406.05MHz、Ａ３Ｘ電波121.5MHz並びにＦ１Ｄ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 ［(2)～(5)　略］ 2　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 ［削る］ (1)　１の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (2)　［略］ (3)　［略］ (4)　［略］
	［略］	［略］
［略］		［略］

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種		条件
［同左］		［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
	衛星非常用位置指示無線標識	1　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406.031MHz、Ａ３Ｘ電波121.5MHz並びにＦ１Ｄ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 ［(2)～(5)　同左］ 2　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1)　Ｇ１Ｂ電波406.031MHz及びＡ３Ｘ電波121.5MHzを使用するものであること。 (2)　１の(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (3)　［同左］ (4)　［同左］ (5)　［同左］
	［同左］	［同左］
［同左］		［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。